

法律よりも指針の方が厳しい

◆クローン個体等の産生を禁止！！

クローン技術規制法 第3条により

人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性集合胚、ヒト性融合胚の4種の胚を人又は動物の胎内に移植することを禁止。

→**個体の産生を罰則付きで禁止。**

(違反した者には、10年以下の懲役、
1000万円以下の罰金又はその併科！)

特定胚指針 第7条

法律制定後の指針策定の検討により、その他の5種の特定胚も人又は動物の胎内に移植することを禁止。



法律よりも指針の方が厳しい

◆特定胚の作成を規制

特定胚指針 第2条により

当面の間、作成できる特定胚は条件付で

動物性集合胚及び人クローン胚のみに限定。(別頁参照)

クローン技術規制法 第17条により、

上記9種の特定胚の作成の不届、又は虚偽の届出をすることを禁止。

→**特定胚の研究を限定**

(違反した者には、1年以下の懲役、
100万円以下の罰金又はその併科！)



法律で母胎への移植が禁止されている胚

胚の種類	胚の性質
<p>人クローン胚 ①</p> <p>ヒト体細胞</p> <p>核を取り除く</p> <p>核移植</p> <p>ヒト未受精卵</p> <p>発生</p> <p>クローン胚</p> <p>クローン個体</p> <p>技術的・倫理的に問題があるが、胎内に戻すと...</p>	<p>無性生殖により、特定の人と同一の遺伝情報をもつ胚</p>
<p>ヒト動物交雑胚 ②</p> <p>精子</p> <p>受精</p> <p>卵</p> <p>ヒトと動物の生殖細胞間での受精胚</p> <p>発生</p> <p>ヒト動物交雑胚</p> <p>雑種交配: 人と動物の間で交配</p>	
<p>ヒト性集合胚 ③</p> <p>ヒト胚</p> <p>動物胚等</p> <p>ヒト性集合胚</p>	<p>人間の亜種になる胚</p>
<p>ヒト性融合胚 ④</p> <p>ヒト体細胞</p> <p>核を取り除く</p> <p>核移植</p> <p>動物未受精卵</p> <p>分裂</p> <p>ヒト性融合胚</p>	